

第3節 鳥獣保護と有害鳥獣対策の実施【自然環境課、農林水産振興課】

1 鳥獣の現況

本県では、これまでに鳥類317種、陸生哺乳類48種の分布・生息が記録されており、鳥類の約4分の3は渡り鳥となっています。越前町（旧織田町）にある環境省鳥類1級観測ステーションでは、昭和48年から定期的に渡り鳥の標識調査が行われ、日本における渡り鳥研究の上でも重要な役割を果たしています。一方、哺乳類は、本県を連続分布の西限とする

2 鳥獣保護区等の指定

県では、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休獵区、特定猟具使用禁止区域および指定猟法禁止区域を指定し、野生鳥獣の適切な保護管理と狩猟の適正化を図っています。これらの指定は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定された「福井県鳥獣保護事業計画（平成20～24年度は第10次）」に沿って、地元住民など利害関係者の理解を得ながら進めています。

3 狩猟、有害鳥獣捕獲の現況

（1）狩猟

平成19年4月16日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が一部改正され、狩猟免許試験の負担を軽減し、農家の免許取得と自衛を促すために、「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に区分されました。狩猟は農林水産業や生態系への被害を未然に防止するなど個体数調整の役割も果していますが、狩猟免許所持者の高齢化が進ん

オコジョやニホンカモシカが特徴としてあげられます。

このような野生鳥獣の存在は、本県の自然環境の豊かさを表すバロメーターですが、近年、イノシシやシカなど特定の鳥獣による農林業被害が増大しており、このあつれきをどのようにして解消するかが今後の大きな課題となっています。

表2-1-12 鳥獣保護区等の指定状況（平成22年3月末）

区分	箇所数	面積 (ha)
鳥獣保護区 (うち特別保護地区)	45 (14)	30,398 (1,319)
休獵区	8	4,202
特定猟具使用禁止区域	58	26,794
指定猟法禁止区域	2	363
計	113	61,757 (県土面積の15%)

でおり、将来的に捕獲の担い手の確保が課題となっています。

鳥獣の違法捕獲や狩猟事故の根絶のため、関係機関や警察と連携して取締りを行っており、特に狩猟期間¹初日は体制を強化しています。

また、狩猟鳥の保護繁殖のため、毎年、人工飼育されたキジを鳥獣保護区等の生息適地に足輪を付けて放鳥しています。

表2-1-14 狩猟者登録証交付状況（平成21年度）

登録区分	県内者	県外者	計
網 猟	4	0	4
わな 猟	411	59	470
第一種 銃 猟	551	525	1,076
第二種 銃 猟	7	0	7
計	973	584	1,557

表2-1-15 狩猟者による鳥獣捕獲数（平成21年度）

鳥類名	捕獲数	対前年度増減	獣類名	捕獲数	対前年度増減
カモ類	2,328	56	イノシシ	4,911	1,383
キジ	819	△116	ニホンジカ	1,623	820
ヤマドリ	235	△62	ツキノワグマ	27	△8
その他	916	△575	その他	83	△17
計	4,298	△697	計	6,724	2,178

*¹狩猟期間：11月15日～翌年2月15日（平成22年度から福井県内ではニホンジカ、イノシシについてはわな猟に限り3月15日まで延長されています）。捕獲できる鳥獣の種類、場所、方法等は法令で細かく規制されています。

(2) 有害鳥獣の捕獲

近年、暖冬による積雪量の減少、農山村地域での過疎化の進行などにより、ニホンジカやイノシシなどの生息域が拡大し、農林業に大きな被害を与えています。

野生鳥獣は、電気柵や追払いなどの被害防除を行っても被害を防止できないときは、許可を得て有害鳥獣として捕獲することができ、県では、有害鳥獣捕獲が迅速かつ適切に行われるよう平成9年4月から許可権限を市町へ委譲しています。また、平成14年度からは市町が実施する有害獣捕獲（大型獣と外来獣が対象）に対して補助制度を設けています。その結

果、イノシシやニホンジカの捕獲は急増しています。しかし、農業被害は依然として高い水準で推移しており、防除対策と捕獲の強化が必要となっています。

平成22年度から、県では、県庁の農林部局に鳥獣害対策室を、各農林総合事務所等に鳥獣害対策推進チームを設け、市町と協力して被害防除と捕獲を適切に組み合わせた総合的な対策を推進しています。また、被害地区の組織体制の強化、人づくり、専門家の育成、情報収集分析力の向上、電気柵や捕獲檻の整備拡充、効率的・効果的な有害鳥獣捕獲の実施等の対策の一層の強化を図っています。

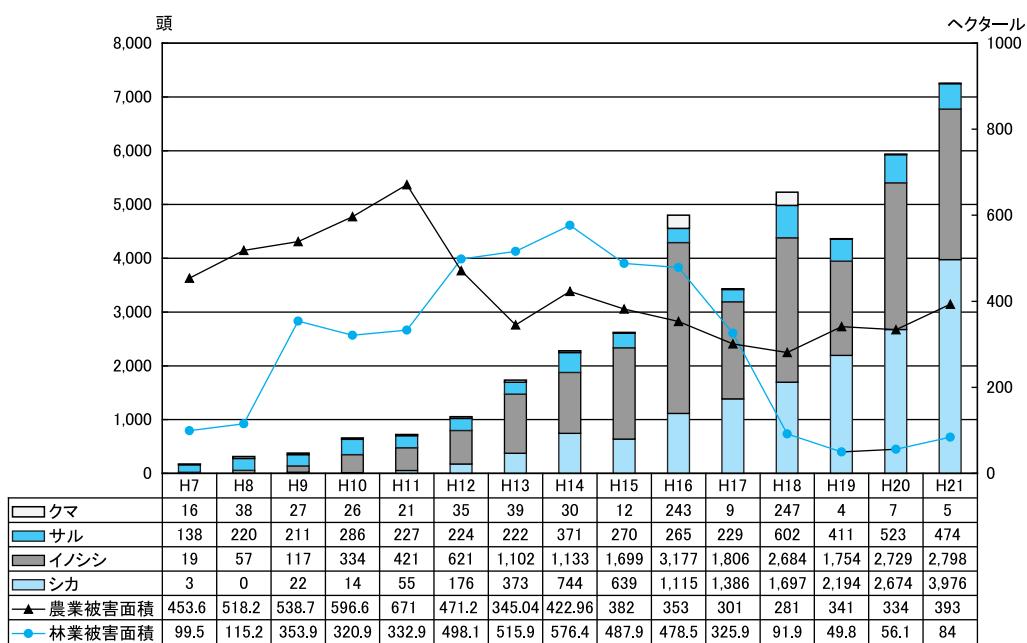


図2-1-16 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数と農林業被害面積の推移

4 特定鳥獣の保護管理

(1) ニホンジカ

県では、個体数が著しく増加し、農林業や生態系への被害を発生させているシカの計画的な保護管理を行うため、生息密度や生息環境等の調査を行い、平成16年9月に「第1期ニホンジカ保護管理計画」を、平成20年10月に第2期計画を策定しました。平成22年10月には、計画変更を行い、狩猟期間をわな獣に限り1月延長するなど狩猟規制を緩和し、個体数調整の強化を図っています。

(2) ツキノワグマ

平成22年度は、平成16・18年度と同様に、秋に多くのクマが山里に出没し、8人が人身被害に遭われました。県では、「ツキノワグマの捕獲に関する取り扱い指針」（平成16年）、「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」（平成17年）および「ツキノワグマ保護管理計画」（平成21年10月）を策定し、人身被害防止とツキノワグマの個体群の安定的な維持を行っています。

（3）イノシシ

平成21年の野生鳥獣による農作物被害額113百万円のうち、イノシシ被害は、全体の77%を占め、農業振興の大きな障害となっています。県では、平成22年10月に、イノシシによる被害低減を目的に、「イノシシ保護管理計画」を策定し、狩猟期間をわな獣に限り1月延長するなど狩猟規制を緩和し、個体数調整等の対策を進めています。